

# 大和高田市空家等対策の推進に関する条例（素案）に係る パブリックコメント手続の意見募集概要

令和2年1月

## ○条例制定の背景と目的

近年の人口減少の進行、高度経済成長時代に建設された既存の住宅・建築物の老朽化、住宅に対する社会的ニーズの変化等に伴い、全国的に空き家が年々増加しています。このような空き家の中には、適切な管理が行われないうことで、安全性の低下や公衆衛生の悪化、景観の阻害等多岐にわたる問題を生じさせ、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしかねないものもあります。

このような背景の中、空家等がもたらす問題に総合的に対応するための施策の更なる充実を図るため、平成26年11月に空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）が公布され、平成27年5月に全面施行されました。

これらの背景を踏まえ、法をより実効性のあるものとするため、法を補足した内容で条例を制定します。

## ○条例案の概要

### ■第1条（目的）

条例が法の補足であることを定めています。また、市民と一緒に空き家対策を進めていくことも定めています。

### ■第2条（定義）

本条例で用いている用語は、法律の用語を使っていることを明記しています。

### ■第3条（市民等の責務）

通勤・通学・滞り者も含めた市民等の役割を明記するとともに、市民等と協働して空き家対策を推進するという空き家対策の位置づけを示すために明記しています。

### ■第4条（関係機関等との連携）

本市が行う空き家対策業務がより有効となるために、関係機関との連携について明記しています。

### ■第5条（緊急安全措置）

この規程が本条例のメイン規程となっています。空き家について、人の生命、身体又は財産に重大な損害を及ぼす危険な状態が切迫していると認めるときは、その危険な状態を回避するために必要な最小限度の修繕等を、市が強制的に行うことができるようにするために定めています。また、その行為についての一定の基準を示しています。

### ■第6条（委任）

本条例に明記していない運用規程について、明記しています。

○意見の提出ができる人

- 市内に住所を有する人
- 市内に勤務又は通学する人
- 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- 本パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有する人（市内に建物を所有している人など）

○意見の提出方法

所定の様式に必要事項を記入の上、下記の提出先に、郵送、ファックス、電子メール又は持参により提出してください。

○募集期間

令和2年1月24日（金）から令和2年2月12日（木）までに必着とします。  
※持参による提出の場合は、午前9時から午後5時までとします。

○回答方法

ご意見に対する回答については、市のホームページ上で公表により行います。なお、個別には回答いたしませんので、あらかじめご了承ください。

○意見の提出先・問い合わせ先

〒635-8511 大和高田市大字大中 100 番地 1  
大和高田市役所 営繕住宅課 空家対策係（別棟 1 F）  
電話 0745-22-1101（内線 651） FAX 0745-52-9160  
メールアドレス [jyuutaku@city.yamatotakada.nara.jp](mailto:jyuutaku@city.yamatotakada.nara.jp)